

豊橋市民文化会館食堂

入 店 者 募 集 要 項

豊橋市「文化のまち」づくり課

1 建物の概要

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 名 称 | 豊橋市民文化会館 |
| (2) 所在地 | 豊橋市向山大池町 20 番地の 1 |
| (3) 敷地面積 | 3, 243.35 m ² |
| (4) 延べ床面積 | 6, 065.68 m ² |
| (5) 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| (6) 階 数 | 地上 2 階 (一部 3 階) |
| (7) 駐 車 場 | 158 台 (第 1・第 2 駐車場) |

2 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設概要 | ホール (490 席)、楽屋 (3 室)、リハーサル室、会議室 (7 室) |
| (2) 開館時間 | 午前 9 時から午後 9 時 |
| (3) 休 館 日 | 毎月第 3 月曜日 (祝日及び振替休日の場合は翌平日) 及び
12 月 29 日～1 月 3 日 |
| (4) 開 設 | 昭和 42 年 10 月 18 日 |

3 食堂の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 場 所 | 1 階 配置図参照 (別添資料 1) |
| (2) 占有面積 | 84.20 m ² |
| (3) 座 席 数 | 約 40 席 |
| (4) 営業開始時期 | 令和 3 年 1 月 (予定) |
| (5) 営業日及び営業時間 | 営業日及び営業時間は、原則施設の開館日、開館時間の範囲内で提案してください。
ただし、ホールで公演等が開催されている場合は必ず営業するものとしてください。 |
| (6) 営業種目 | 飲食店営業を主体とする。
※取扱品目及び単価については市と協議すること。 |
| (7) 内 装 | 客室、厨房は現状で引き渡すものとし、改装が必要な場合は入店者の負担で行うものとする。改装を行う場合は、事前に「文化のまち」づくり課と協議を行い、使用を終了する際は、原状復旧すること。 |
| (8) 厨房設備等 | 営業上必要となる基本的な厨房設備及び備品・什器は設置済みで現状で使用するものとし、不足するも |

- のについては入店者が準備する。(別添資料2)
- (9) 施設使用料 令和4年3月31日までの使用にかかる分は免除とする。
ただし、令和4年4月1日以降は、売上に応じて使用料を徴収する場合あり。
- (10) 光熱水費等 占有箇所における電気、上下水道、ガス、電話、清掃、ごみの処理等の経費については、入店者が負担する。
- (11) その他 敷地内禁煙。

4 現地説明

9月15日(火)及び16日(水)の午後3時から午後4時の間に希望者に現地説明を行います。

9月11日(金)午後5時までに電話にてお申込みください。

申込先 豊橋市「文化のまち」づくり課 0532-51-2873

5 運営事業者の審査と決定等

- (1) 決定方法 応募者から提出された書類に基づく書類審査と、書類審査合格者による企画書についてヒアリングを行い、各提案項目、運営能力等について総合的な評価により選定します。
- (2) 決定通知等 書類審査の結果は10月7日(水)頃に発送します。書類審査合格者による企画提案(プレゼンテーション)は11月の予定です。
運営事業者の決定は、11月下旬を予定しています。
審査結果は、応募者全員に文書で通知します。審査の結果や内容についての問合せには応じません。
- (3) 決定の取消 次の場合には、運営事業者としての決定を取り消すことがあります。
- (ア) 正当な理由なくして指定する期日までに使用許可申請を行わなかった場合
- (イ) 運営事業者の決定から使用許可の手続までの間に、運営事業者について資金事情の変化等により設置運営の履行が確実でないと市が判断した場合

- (ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、運営事業者として相応しくないと市が判断した場合
- (エ) 運営事業者が応募者としての資格を失った場合
- (オ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

6 申込資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員や、反社会的又は公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属する者でないこと。また、それらの団体等と関わりが無い者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている法人等(更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人等(更生手続開始の決定を受けている法人等を除く)でないこと。
- (4) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を受けている若しくは、営業日までに許可を受ける見込があること。
- (7) 事業開始予定日に滞りなく事業を開始できること。
- (8) 飲食店事業における3年以上の営業経験を持ち、豊橋市内に事業所又は住民票を有すること。
- (9) その他本募集要項で示す条件等を全て満たすこと。

7 申込方法

豊橋市民文化会館食堂入店申込書に所要事項を記入のうえ、必要書類とともに市役所「文化のまち」づくり課(西館3階)まで、ご持参ください。

なお、郵送による受付はいたしません。

受付期間 令和2年9月28日(月)から令和2年10月2日(金)までの毎日午前8時30分～午後5時00分

※提出された書類は返却いたしません。

8 提出書類

- (1) 豊橋市民文化会館食堂入店申込書（様式第1） 1部
- (2) 住民票の写し（世帯全員、続柄・本籍記載のもの）、法人の場合は登記事項証明書（全部事項証明書） 1部
- (3) 申込者・連帯保証人について住所地の市区町村税に滞納がないことが分かる証明書 各1部
- (4) 豊橋市民文化会館食堂入店企画書（様式第2） 9部
（指定用紙に書ききれないときは、別紙を添付してください）
- (5) 経歴書 1部
 - ・法人の場合 会社経歴書、代表者略歴、役員名簿
※役員名簿の氏名にフリガナを付すこと。
 - ・個人の場合 代表者経歴書
- (6) 財務関係書類（直近3事業年度分）
 - ・法人の場合
貸借対照表、損益計算書、銀行残高・借入証明書、法人税申告書等の写し[税務署に提出した書類及び添付書類{経費内訳書、科目明細（売掛金、未払金等）}の写し]、キャッシュ・フロー計算書又はそれに準じた計算書
 - ・個人の場合
上記法人事業者の場合に相当する書類
 ※必要により上記以外の書類の提出を求めることがあります。

9 その他

- (1) その他の条件については、市民文化会館の食堂使用要項を参照してください。（別添資料3）
- (2) 豊橋市民文化会館食堂入店申込書を提出された方には、企画書についてヒアリングを行います。ヒアリングの開催日は、後日お知らせします。
- (3) 豊橋市民文化会館食堂入店申込に関する質問については、文書（電子メール、FAX、持参）で令和2年9月18日（金）までに「文化のまち」づくり課まで提出してください。（電子メール又はFAXにて提出した場合は、その旨を必ず「文化のまち」づくり課あてに連絡してください。）質問に対する回答は、令和2年9月25日（金）に各者あてFAX又は電子メールで送付します。なお、「文化のまち」づくり課でも閲覧できます。

【申込受付及び問合せ先】

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
 豊橋市役所「文化のまち」づくり課（西館3階）
 T E L : (0532) 51-2873
 F A X : (0532) 56-1081
 E-mail : bunka@city.toyohashi.lg.jp